

香里校区コミュニティ協議会会則

第1条 (名称)

この協議会は、香里校区（以下「校區」という）コミュニティ協議会（以下「本会」という）といい、事務所を枚方市立香里小学校内に置く。

第2条 (目的)

本会は、校区内の自治会をはじめ、各協議会および各種団体の連絡調整の協議機関として、様々なコミュニティ活動の中心的な役割を担いながら行政の校区窓口として、住みよい町づくりを積極的に推進することを目的とする。

第3条 (活動と事業)

本会は、目的を達成するため次の活動と事業を行う。

1. 校区内各種団体の連絡調整に関すること。
2. 校区内各種団体の全体会議の開催に関すること。
3. 地域自治活動の充実と発展に関すること。
4. 社会福祉の充実増進に関すること。
5. 交通・防犯に関すること。
6. 生活環境の浄化保全、美観の維持等に関すること。
7. 青少年の健全育成に関すること。
8. 体育振興に関すること。
9. 自主防災に関すること。
10. 広報活動に関すること。
11. その他、地域コミュニティに関すること。

第4条 (事業年度)

本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条 (組織)

1. 会員

本会は校区内の各自治会および各種団体により構成し、自治会部会・専門部会を置き、各部会の構成および役割は次のとおりとする。

自治会部会は、校区内の各自治会（管理組合）を以って構成し、自治活動の推進に努める。

専門部会は、校区内の各種団体を以って構成し、各種事業を担当する。

また、自主防災会・防犯協議会・交通対策協議会を安全推進連絡会と称し構成については附則で別途に定める。

2. 常任委員

会員は本会を運営するために各自治会および各種団体より常任委員を選出し、会長がこれを承認する。構成については附則で別途に定める。

3. 委員

会員は、各自治会および各種団体から委員を選出し、会長がこれを承認する。構成については附則で別途に定める。

4. 役員

役員は、総会で会員の中から選出する。

第6条 (役員)

本会の役員は次のとおりとする。

- | | |
|---------|------------------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 書記 | 2名 (1名は香里小学校の教頭) |
| 4. 会計 | 1名 |
| 5. 会計監査 | 2名 |

第7条 (役員の職務および任期)

1. 役員の職務

- 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- 副会長 会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 書記 本会の議事、計画および活動に関する記録を担当する。
- 会計 本会の会計事務を担当する。
- 会計監査 本会の会計を監査する。

2. 役員・常任委員・委員の任期

役員・常任委員・委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

第8条 (会議)

本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会は最高決議機関である。
2. 定期総会は年1回以上開く。
3. 総会は会長が招集する。
4. 総会の議事は出席会員の過半数によって決定する。賛否同数の場合は、議長が決する。
5. 役員会は、会長・副会長・書記・会計で構成し、必要ある時に会長が招集する。
6. 常任委員会は、校区内活動の連絡調整として開催する。
7. 安全推進連絡会は、自主防災会・防犯協議会・交通対策協議会ごとに各会の会長が必要に応じて招集する。

第9条 (経費)

本会の活動に要する経費は、市の補助金・寄付金および必要に応じて各自治会からの分担金をこれに充てる。

会計年度は事業年度に準ずる。

附則

常任委員および委員の構成は次のとおりとする。

(自治会部会)				(専門部会)			
自治会(団体)名		常任委員・委員数		部会名および団体名		常任委員・委員数	
香里園協和会	香里園町	1	2	福祉部会	福祉委員会	1	2
	山之手町	1	2		民生・児童・主任児童委員		
	東之町	1	2		香里あかね会		
	桜木町	1	2		日赤奉仕団		
	南中振	1	2	青少年部会	青少年育成指導員	1	2
	D地区自治会	2	4				
	香里ヶ丘自治会	1	2				
	合同宿舎	3	0		体育振興会	1	2
	ガーデンハイツ	1	2		スポーツ推進委員		
	レジデンス	1	1		こども会	1	2
香里ヶ丘地区	ステイツ	1	1	体育部会	老人会	3	0
	エスタシオン	1	1		香里小学校PTA	1	2
	ツインビュー	1	2		香里幼稚園	1	1
	香里ヶ丘1番館・2番館				第二中学校PTA		1
	ベリスタ	1	1		枚二中地域教育協議会	1	1
	香里ヶ丘スマイルヒルズ	1	1		廃棄物減量等推進委員会		
					明るい選挙推進協議会		
					香里ふれ愛フリースクエア協議会	1	2
					税務大학교	1	
					おやじの会	1	

安全推進連絡会の構成は、次のとおりとする。

香里校区自主防災会

1. 本会は、原則として香里校区の住民を以って構成する。
2. 本会の会長は、校区コミュニティ協議会会长が兼任をする。
3. リーダーは、自治会部会の常任委員が兼務をする。
4. サブリーダーは、自治会部会の委員が兼務をする。

香里校区防犯協議会

1. 本協議会は、各自治会の防犯委員を以って構成する。
2. 本協議会の支部長は、自治会部会より選出する。
3. 副支部長は、自治会部会の常任委員が兼務をする。

香里校区交通対策協議会

1. 本協議会は、各自治会の交通対策委員を以って構成する。
2. 本協議会の委員長は、自治会部会より選出する。
3. 副委員長は、自治会部会の常任委員が兼務をする。

附則改正

本附則は、常任委員会において、出席者の過半数の同意を得て改正することができる。

この会則は平成17年6月26日に制定する。

この会則は平成22年4月25日に改定する。